凡例（○：義務あり、×：義務なし）

□　オートバイ
（自動二輪車及び原動機付自転車）

		買取りの際の相手方の確認	記録	
			（買）	（売）
１万円以上	オートバイ	○	○	○
	部分品	○	○	○
１万円未満	オートバイ	○	○	○
	部分品 （ねじ、ボルト、ナット、コード等を除く）	○	○	×
	部分品 （ねじ、ボルト、ナット、コード等）	×	×	×

□　自動車

		買取りの際の相手方の確認	記録	
			（買）	（売）
１万円以上	自動車	○	○	○※
	部分品	○	○	○
１万円未満	自動車（その部分品を含む）	×	×	×

※　引き渡した古物が自動車である場合、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢の記載等を不要とする。

□　美術品類
□　時計・宝飾品類

		買取りの際の相手方の確認	記録	
			（買）	（売）
１万円以上	美術品類、時計・宝飾品類	○	○	○
１万円未満	美術品類、時計・宝飾品類	×	×	×

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">□　コンピュータゲームソフト等
□　エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ
□　ＣＤ・ＤＶＤ等
□　電線
□　グレーチング（金属製のものに限る。）
□　書籍</td><td rowspan="2">買取りの際の相手方の確認</td><td colspan="2">記録</td></tr>
<tr><td>（買）</td><td>（売）</td></tr>
<tr><td>１万円以上</td><td>コンピュータゲームソフト等、エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ、ＣＤ・ＤＶＤ等、電線、グレーチング（金属製のものに限る。）、書籍</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td>１万円未満</td><td>コンピュータゲームソフト等、エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ、ＣＤ・ＤＶＤ等、電線、グレーチング（金属製のものに限る。）、書籍</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">□　上記以外の古物</td><td rowspan="2">買取りの際の相手方の確認</td><td colspan="2">記録</td></tr>
<tr><td>（買）</td><td>（売）</td></tr>
<tr><td>１万円以上</td><td>上記以外の古物</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td>１万円未満</td><td>上記以外の古物</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>